



報道関係者 各位

令和3年5月27日（木）

【照会先】

愛知労働局 職業安定部 職業対策課
課長 栗本 辰也
課長 補佐 小林 真人
高齢者対策担当官 神谷 しのぶ
(電話) 052-219-5507 (ダイヤル)

改正高年齢者雇用安定法「いつでもウェブセミナー」を開催

～70歳までの「高齢者就業確保措置」のポイント解説について、
各職場でご都合に合わせて視聴することができます！～

少子高齢化が急速に進展し、人口が減少する我が国においては、経済社会の活力を維持するため、全ての年代の人々が、その特性・強みを活かし、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を進める必要があります。

このような中、令和3年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行されました。

これにより、これまでの65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化に加えて、**70歳までの「高年齢者就業確保措置」が努力義務化**されました。

この就業確保措置は、これまでの雇用による措置の他に、雇用によらない「創業支援等措置」も活用できるなど、高年齢者がその意欲と能力に応じた多様な就業形態の選択肢の下、70歳まで働くことができる環境を整備するために図られたものです。

そこで、広く県内事業所において、本制度をご理解の上、自社に適したしくみを整えていただくために、愛知労働局では、改正高年齢者雇用安定法のセミナーを開催することとしました。

新型コロナウイルス感染症拡大に配慮し、人事等のご担当の方がいつでも見たいときに、職場の自席で視聴できるよう、愛知労働局ホームページ上のウェブセミナー形態で開催するものです。

<愛知労働局ホームページ：ウェブセミナーURL>

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi->

roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/_121503.html

*5月27日（木）から随時視聴可能



見たいときに
いつでもWebセミナー!



愛知労働局ホーム
ページからご覧
いただけます。

愛知労働局 高齢者 検索

70歳までの就業確保措置が努力義務化されました 改正 高年齢者雇用安定法 の概要について

愛知労働局では、令和3年4月1日施行された
改正高年齢者雇用安定法について、
ウェブ上でセミナーを開催します。

令和3年5月27日より
愛知労働局ホームページから
視聴いただけます。

- 🔊 高年齢者雇用安定法が改正されたと聞いたけど、今までと何が異なるの？
- 🔊 事業主として何を進めていけばいいの？
- 🔊 詳細を知りたいけど、コロナウイルス感染症拡大で、窓口まで相談に行くのがちょっと難しい。
などにお応えするべく、ウェブセミナーを開催します。

いつでも、好きな時間に、自分の職場で受けていただくことが可能です！

＜セミナーの内容＞【全体版：約27分程度】※分割して見ていただくことも可能です。

I 高年齢者雇用安定法について【分割版①5分程度】

- ・これまでの高年齢者雇用安定法から、令和3年4月1日改正のポイントなど解説していきます。

II 高年齢者就業確保措置について【分割版②6分程度】

- ・努力義務を負う事業主や留意事項など解説していきます。

III 70歳までの継続雇用制度について【分割版③3分程度】

- ・事業所が取り入れやすい継続雇用制度について解説していきます。

IV 創業支援等措置について【分割版④7分程度】

- ・今回新たに追加された雇用によらない措置について、概要から手続き、留意事項など解説していきます。

V 高年齢者等が離職する場合について【分割版⑤5分程度】

- ・高年齢者等が離職した場合の手続きについて解説していきます。

VI よくある質問 VII 関連情報【分割版⑥2分程度】

【改正高年齢者雇用安定法の概要】

企業が
65歳までの
雇用確保措置
を講ずること
(義務)



企業が
70歳までの
就業確保措置
を講ずること
(努力義務)

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月1日から施行されました。

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるように、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。（令和3年4月1日施行）

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

高年齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主（法10条の2）

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

◆厚生労働省ホームページ

厚生労働省HPでは、改正法関連情報や高年齢者雇用に関する情報を発信しております

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html

◆65歳超雇用推進助成金

●65歳超継続雇用促進コース ●高年齢者無期雇用転換コース ●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

<https://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>